

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和7年6月6日（金）午前10時～午前10時58分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 鬼頭博和 副委員長 塚崎海緒 委員 梅村 均
委員 日比野 走 委員 伊藤隆信 委員 関戸郁文
委員 梶谷規子

欠席議員 なし

説明者 総務部長 中村定秋、建設部長 西村忠寿、消防長 加藤正人、総務部専門監 西山慎太郎、秘書人事課長 小崎尚美、同統括主査 犬飼智博、行政課長 兼松英知、同統括主査 宇佐美祐二、税務課長 佐藤信次、同統括主査 水野珠美、都市整備課長 加藤淳、同統括主査 大徳康司、維持管理課長 竹安誠、同主幹 吉田ゆたか、消防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長 小川薫、同主幹 伊藤孝夫、消防署長 伊藤徹

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 御嶽千夏

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第40号	岩倉市職員定数条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第41号	岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第42号	岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第43号	岩倉市税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第44号	岩倉市都市計画税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第46号	岩倉市自転車活用推進計画検討委員会条例の廃止について	全員賛成 原案可決
議案第52号	岩倉市道路線の廃止について	全員賛成 原案可決
陳情第7号	最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情	聞きおく

陳情第 8 号	公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情	聞きおく
陳情第 9 号	住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情	聞きおく
陳情第 10 号	地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	聞きおく

◎委員長（鬼頭博和君） 皆様おはようございます。

ただいまから、総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案7件であります。このほか陳情4件が送付されております。これらの案件を逐次議題といたします。

それでは、最初に当局から御挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 皆さん、改めましておはようございます。

本委員会において審査をいただく議案につきましては、市税条例のように市民生活に直接密接に関わる議案もございます。そのほか、市の職員の体制であるとか、あるいは働き方に関わるそうした議案も含まれておりますので、本日、グループ長以上も出席して丁寧に答弁をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。

それでは初めに、議案第40号「岩倉市職員定数条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 今回、消防機関の定数増加の議案でございます。

定数増加をする職員のセクションにおける増員をするというときには、ある一定の事務量、業務量がないとなかなか難しいという印象を受けておるところでありますけど、そうした中、昨日の本会議では、消防長の御答弁では、いろいろ予防業務、専門性も必要でありますし、本当に人が必要なんだなという消防、救急車の活動なんかも多くなっていて、必要なんだなということは理解ができたところでございます。そうした中ですけれども、もう人口減少社会と言われていの中で、やはり最低限の人数で業務の効率化とか見直しなんかをしながら考えていくことも必要ではないかと、そんな思いもあるところであります。

ちょっと聞き方を、こんな聞き方にしたんですけど、これまでやってきている業務、事務ですかね。そういったもので減らせるようなもの、人を減らせるぐらいの業務が減らせるのであれば、増やす必要もないなということもちょっと思ったもんですから、そういったこれまでの業務の見直しとか検討がどうであったのか、そういう事務、業務というのは実際ないのかどうか、

そんなことでお聞かせをください。

◎消防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長（小川 薫君） 消防業務につきましては、点検、訓練のほかに、施設の管理とか車両及び消防団の管理など様々ございます。これらの業務につきましては継続して実施することが重要であり、取りやめるということはできない業務であるというふうに考えておるところです。

その上で、予防業務につきましては、多岐にわたる業務と業務量の増加と専門知識が必要とされることと、その他救急出動件数についても増加していることから、増員による消防力の強化を図るものと考えております。

◎委員長（鬼頭博和君） よろしいですか。

◎委員（梶谷規子君） 本会議の中で、今の現状と、どういう体制を考えているのかということもすごく詳細に、多面的にお答えいただいたわけなんです。予防業務の強化というところでもっとお聞かせいただきたいんですが、これまでも決算の中で様々な飲食店、小さい飲食店なんか火を使うところも予防の指導で行かれるとか、最近、障害者の施設、障害児の施設や高齢者の施設などで小規模の施設がたくさんできているようなところでもきちんと訪問して予防の指導をされるとか、そういったことも非常に丁寧にやってみえることもお聞きしてきたわけなんです。やはり非常に専門性が問われるということで、この業務の中での非常に求められるものが増えてきているのではないかと考えるわけですが、その中身、内容をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

◎消防本部総務課主幹（伊藤孝夫君） 現在、火災予防業務につきましては、総務課予防グループ4名でその全てを担っております。

火災予防業務の根幹である防火対象物に係る検査事務、危険物規制事務及び火災原因調査事務、それらは、そのほとんどつながりがなくて、全く違う視点、それから考え方というのが必要でして、かついずれも専門性が高いという分野になっております。

例えば査察業務においては、過去はいずれの消防機関もこれの実施自体に重点を置いて、消防法令に対する指導は決して積極的ではなかったという現状がございます。ただ現在は、総務省消防庁によって屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、それから自動火災報知設備、これのいずれかが消防法令に基づいて設置義務があるにもかかわらず設置されていない場合、そうした場合は重大な違反対象物として取り扱って、積極的に違反処理に移行して早期是正を徹底していくよう通知されているということから、今では当然の措置として取り扱われているところです。

我々予防グループもこうした姿勢で臨んではいるものの、やはり重大違反の是正ということについては、法律は当然のことながら、政省令、告示、また通知や行政実例等を理解した上で、関係者にお伝えして、相応のやっぱり費用がかかる設備の設置や維持管理ということの義務を納得していただかなければいけないという点から、やっぱりこれについては相当の時間を要するというのと、専門的要素が非常に高く、高度な知識、技術が必要であるということ、また火災原因調査においては、火災現場に残されたわずかな痕跡、それから原因究明を行うということに際しては、やはりその経験と経験から得た膨大な知識と情報、またこれを分析する能力、これが求められます。さらに調査報告書というものを、非常に膨大な書類が必要ということになりまして、またそれは訴訟の際には大変重要な資料となるということから、協議検討を十分に重ねた上で原因を特定するということから、完成までにおおむね2か月程度を要するという現状になっております。

こうしたことから、予防業務はいずれの消防機関においても専門性の高い困難な分野として取り扱われているところですので、このことから、予防業務を担う専任職員の増強を図っていききたい、そういったふうに考えているところです。以上です。

◎委員（梶谷規子君） 非常に丁寧な説明ありがとうございました。

本当に専門性の高い困難な業務であるということが、本当に膨大な知識を要するということがよく分かったわけですが、やはり査察をしたり、査察業務の中でいろいろ問題点があるところは、その後もきちんとそういうことが是正されているかということとを再度訪問、何度か訪問ということも要するということですね。どれぐらいそういうのが現在かかっているのかということも、ちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

◎消防本部総務課主幹（伊藤孝夫君） 査察にお伺いさせていただいて、消防法令に該当する事案がある場合は、まずその改善をどのようにしていただくかということで、その計画書を提出していただくようお願いをしております。

今後どのような改善をしていくのか、こういったスケジューリングで実施していただけるのかという報告書を提出するようにお願いしております、これはもうほとんどの方から報告をいただいています、それに基づいて、さらに追跡指導ということとをさせていただいておりますので、一度お邪魔して、違反があってもそのままだよということがないように努めているところです。

◎副委員長（塚崎海緒君） 何点かちょっと教えていただきたいと思います。

今現在の職員の方、現行60なんですけれども、今大体何名いて、例えば休職などで人員が不足しているのかどうか、また休暇が取りにくい職員が今実際にあるのかどうかというところを教えてくださいたいです。

◎消防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長（小川 薫君） 現在、定数は60なんですけど、実数としまして59名の体制を組んでおるところです。この59名の体制の中には、愛知県への派遣だとか、消防初任科の入校者だとか、中北消防支援センターの派遣も含んでおります。

先ほど現在の定数は60ということを申し上げたんですけど、この60のちょっと内訳なんですけど、消防長が1として、消防本部、我々総務課だとか派遣している職員に含めまして12、消防署につきましては47名という体制を組んでおるところです。

それで不足しているか否かというところなんですけど、現状はやっぱりかつかつな状態で業務に当たっているというところと、休暇につきましては全く取れないというわけではないんですけど、消防の勤務として、消防署は毎日勤務するわけではないので、非番だとか出休だとかいろいろある中で、休暇自体が全く取れないということではないんですけど、やっぱり取ると体制が少ない状況になるので、業務としては厳しいものがあるなということを感じておるところです。

◎副委員長（塚崎海緒君） ありがとうございます。

59名で、68名で、実数としては65名ぐらいを目標にということをして昨日教えていただいたんですけども、この新しい職員の方の募集のタイミングなんですけど、来年度4月、春からの募集になるのか、それとももう今年度から積極的に中途というか、途中採用をしていくのかというところは決まっているのでしょうか。

◎秘書人事課長（小崎尚美君） 消防職員の募集ですが、一般職員と同様の時期に募集しておりますので、来年度4月1日採用でございます。

◎副委員長（塚崎海緒君） すみません、ありがとうございます。

ちょっと来年の春まで、少し厳しい状況が、かつかつの状況が続いていくのかなというところ、少し心配するところです。

ごめんなさい、昨日の説明の中で、やはり災害が多いということで、大隊への派遣というところの強化という話もお聞かせいただいたんですけど、能登のときに少し派遣ができないというような状況もあったと思うんですけども、今後、体制を整えて、そういった災害への派遣も積極的に派遣できるような体制を整えられるというふうで考えてよろしいでしょうか。

◎消防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長（小川 薫君） まず

派遣するに当たって、岩倉市の消防というところが手薄になってはいけないということがありますので、自分のところの体制をいろいろ検討して工面した結果、災害地への派遣というのは考えておりますので、基本的には災害があつて、そういったことの支援という部分には積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎委員長（鬼頭博和君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認めます。

それでは次に、討論に入りたいと思います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第40号「岩倉市職員定数条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第40号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第41号「岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 関連質問、ちょっと参考までの質問なんですけど、育児や介護休業に関する申出があつた場合に、現在どのような支援制度を提案できるのか、現状をお聞かせください。

◎秘書人事課統括主査（犬飼智博君） 現在、育児では1日2時間を超えない範囲で取得できる部分休業や、週19時間25分から24時間35分で勤務できる育児短時間勤務というものがあります。介護でも1日2時間を超えない範囲

で取得できる介護時間という制度があります。

また、共通の制度といたしまして、時間外勤務の制限、時差出勤といった制度が提案できる制度となります。

◎委員（梅村 均君） 分かりました。一定整っているというところで確認させていただきました。

あと、もう一つ参考までに、この任命権者の義務づけがありますけれども、議会事務局職員の任命権者は誰になるのかを確認させてください。

◎秘書人事課統括主査（犬飼智博君） 議会事務局の任命権者は議長になります。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

◎副委員長（塚崎海緒君） ありがとうございます。

今、梅村さんの質問があったので、関連というか、質問させていただきたいんですが、様々な提案が今現状ある状況で、取得率というのはどれぐらいになっているんですかね。結構利用されている状況なのか教えてください。

◎秘書人事課統括主査（犬飼智博君） 全体の取得率は把握できていないんですけれども、比較的皆さん希望どおり取れているかなという現状であります。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認めます。

次に、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第41号「岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第41号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第42号「岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改

正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 先ほどの説明で、申出があれば皆さんに取っていただいているという状況だと言われたんですが、現在、取得状況、何人ぐらいの方たちが部分休業を取られているのか、現状を教えてくださいたいと思います。

◎秘書人事課統括主査（犬飼智博君） 部分休業の取得者ですが、令和7年の5月現在で20人です。

◎委員（梶谷規子君） 育児と介護の内訳って分かればお願いします。

◎秘書人事課統括主査（犬飼智博君） 部分休業の取得者が20人で、プラスで育児短時間勤務の取得者が2人になります。

◎委員長（鬼頭博和君） 梶谷委員、よろしいですか。

◎委員（梶谷規子君） すみません、20人プラス育児の短時間勤務が2人ということで、介護の部分休業は、ほか何人ぐらいなんですか。

◎秘書人事課統括主査（犬飼智博君） 介護の部分休業の取得者は現在いません。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） ちょっと確認の意味で質疑させていただきますけれども、第2号部分休業の承認に関するところですけど、第20条の4の規定において部分休業できる時間を定めているんですけども、見たところ、人事院規則で定めてある基準の77時間30分と条例でされていると思います。

岩倉市の場合、10日相当できるということで、10日休業したときの時間が何時間ほどになるのか、これを確認させていただけないでしょうか。

◎秘書人事課統括主査（犬飼智博君） 1日の勤務時間が7時間45分になりますので、これを掛ける10すると77時間30分になるという計算になります。

◎委員（梅村 均君） 分かりました。

あと、第20条の4にある非常勤職員以外の職員というところが出てくるんですが、この非常勤職員以外の職員というのは、こういった職員の方が該当するかを確認させてください。

◎秘書人事課統括主査（犬飼智博君） いわゆる私たちのような任期の定めのない常勤職員と、今現在存在しておりませんが、任期付職員や週38時間45分勤務の暫定再任用職員がこれに該当します。

◎委員（梅村 均君） 分かりました。

もう一つ、第20条の4にあります、今度は非常勤職員の場合ですね。非常勤職員の場合は、勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間数が休めるというか取れるということだと思えるんですけど、この岩倉市の非常勤職員さんの勤務日1日当たりの勤務時間、実際、勤務時間というのは、いろんな働き方があるかもしれませんが、最小でどのぐらいの勤務の人がいたり、最大でどのぐらいの勤務時間の人がいたりというか、そういったところの状況、分かりますでしょうか。

◎秘書人事課統括主査（犬飼智博君） 最大は7時間45分、通常の7時間45分の勤務の方がいらっしゃるのと、あと最小になりますと1時間半という会計年度任用職員がいます。これは部活動指導員になります。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

いろいろ聞かせていただいて、こういった条例で決めている時間設定がどうなんだろうかといいところがありましたので、いろいろ確認させていただきました。

あと、近隣市町、大体この77時間30分、非常勤以外の職員は77時間30分で、非常勤職員さんは勤務時間に10を乗じている時間数、こういう大体取決めに近隣のほうもなっているものか、分かればお聞かせください。

◎秘書人事課統括主査（犬飼智博君） 育児休業法の改正に基づき条例を改めておりますので、勤務時間等も、近隣市町は7時間45分で同じですので、同様の改正が10月1日までに行われるものと考えております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第42号「岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第42号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第43号「岩倉市税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 特定親族特別控除の新設の件で、本会議では、市内で対象となる人数や影響額は現在の状況では分からないということだったんですが、おおよそというか、どのような把握をされているのか、現在の状況を教えていただきたいと思います。

◎税務課長（佐藤信次君） 影響額につきましては、本会議で部長が答弁したとおり、把握するのがちょっと困難な状況でございます。

少し御説明をさせていただきますと、今回の改正に伴いまして、課税されている市民のうち、特定親族特別控除の対象となります19歳から23歳未満で給与収入123万円を超えて188万円以下という方をまず特定する必要があります。さらに、その特定をした場合に、1件ごとに税の減収額を算出する必要があります。それは自動でちょっと行えないものですから、1件ごとに計算をしていく必要があるということでございますので、ちょっと影響額を算出するのが困難であるということでございます。

◎委員（梶谷規子君） やはりその特定が一件一件難しいという状況で、そういう特定していく今後の作業というのは、やはりかなりの業務になっていくということは予想されているんでしょうか。

◎税務課長（佐藤信次君） 確かに予算計上とかそういったところでは一定必要かもしれませんが、私ども税務課として、今回の特定親族に基づく、その影響というのを直ちに把握すると、そういった必要性は、ちょっと今のところそういう認識はないものですから、もしそういうことがあれば検討はしますけれど、今のところそういう状況でございます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） もう一点、軽自動車税の関係なんですけど、今度の見直しの中で、現在、原付バイクが岩倉市内にどれぐらいの量があるんでしょうか、お聞かせください。

◎税務課長（佐藤信次君） 令和7年度、直近というところで申し上げますと、

1,036台でございます。今の50cc以下の原付バイクということでございます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

◎副委員長（塚崎海緒君） ありがとうございます。

特定親族特別控除の新設のところを、ごめんなさい、私もちょっと分からないことがあるので教えていただきたいんですが、実際に仕事をしている19歳以上23歳未満の当人というんですかね、の納税というか、税金を引かれる分というのは、これは影響がないとか変わらないということで考えていいのでしょうか。

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎税務課長（佐藤信次君） すみません。休憩いただき申し訳ございませんでした。

今回はあくまでも控除のお話ですので、本人の場合は関係がないということでございますので、よろしくお願いします。

◎副委員長（塚崎海緒君） ありがとうございます。

軽自動車税の関係の質問です。今、対象車両が1,036台あるということで御説明をいただいたんですけれども、この人たちというか、排ガス規制で50ccの原付バイクの新基準のバイクが出てくるということになるんですけど、原付バイクを乗り換えるということが多分あまりないような気がするのですが、この1,036台の方々というのはどうなっていくのか、ちょっと分かったら教えていただきたいです。

◎税務課長（佐藤信次君） 今乗られている50ccの原付バイクにつきましては、今後も乗っていただくことは可能でございます。

◎副委員長（塚崎海緒君） 現状では、増税されるとかそういうことはなく、この2,400円で継続して乗っていくことができるという認識でよろしいでしょうか。

◎税務課長（佐藤信次君） そうですね、特に何か影響があって取扱いが変わるというものではないです。

なお、50cc以下の原付バイクは2,000円の軽自動車税でございます。

◎副委員長（塚崎海緒君） たばこ税関係の件でちょっと質問をさせていただきます。

全協で配付していただいた表を読んでもちょっとよく分からなくて、何点か教えていただきたいんですが、まずこの見直しによって、税収の見込みとか、増額の見込みがどれぐらいになるのか、ちょっと教えていただけれ

ばと思います。

◎税務課長（佐藤信次君） 今回の見直しに伴います影響額というのは、ちょっと把握ができないということでございます。

その理由といたしましては、たばこ税は申告納税ということになっておりまして、たばこ事業者様から市に売り渡した本数と税額というのが申告される仕組みになっているんですけれど、その本数とか税額については、加熱式たばこと、あと紙巻きたばこ、その内訳がないものですから、影響額がちょっと出せないということでございます。

◎副委員長（塚崎海緒君） ありがとうございます。

そうですね、紙巻きたばこと加熱式たばこのあれがないというのをちょっと初めて知りました。

逆に利用者というか、愛煙家の方々に対する負担というのは大分増えていくような形になるのか、またその周知方法なども分かりましたら教えていただきたいです。

◎税務課長（佐藤信次君） 一般論になってしまうかもしれませんが、今回、加熱式たばこの課税標準の見直しというのは、全国の市町村いずれでも行われるということでございますので、そういった意味でたばこ事業者さんが加熱式たばこを値上げすると、そういったことは起こり得るのかなというふうに思っております。

◎副委員長（塚崎海緒君） ありがとうございます。

今、例えば1箱500円で売っているたばこの中の、その500円の中の税率が変わるというわけではなくて、やっぱり値段が上がっていくという認識でよろしいのでしょうか。

多分、今紙巻きたばこと加熱式たばこって大体同じ本数で、同じ値段で売られているものとかもあると思うんですけれども、紙巻きたばこのほうが安くなるというか、加熱式たばこのほうが値上がりするという認識でいいのでしょうか。

◎税務課長（佐藤信次君） 市場価格のほうを私どもで認識しているわけじゃないんですけれど、今回の市税条例の改正というのが、もともと加熱式たばこのほうが紙巻きたばこよりも課税が安いということがきっかけでございます。

そういった意味で、製品を作るに当たって、事業者さんは一般的に、市に対するたばこ税の額が増えるのであれば、その価格も上がってくるだろうということでございます。

◎委員長（鬼頭博和君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第43号「岩倉市税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第43号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは続きまして、議案第44号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第44号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第44号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第46号「岩倉市自転車活用推進計画検討委員会条例の廃止について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第46号「岩倉市自転車活用推進計画検討委員会条例の廃止について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第46号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第52号「岩倉市道路線の廃止について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（伊藤隆信君） この道路線の廃止につきましては、これはまだ最近認定されたばかりで、それが廃止にということで、正直申しまして、この認定のときにも私どもの大勢が、私どもの会派の議員がその場所へ行って場

所を確認しましたが、実際その場所には家が建ってしまして、話はついていかなという感じがしましたが、なぜこの認定がいわゆるまた廃止になった、もう一度きっかけと詳しい内容についてお聞きをいたします。

◎維持管理課長（竹安 誠君） こちらの道路線につきましては、仰せられたように、昨年度、令和6年6月の議会で私道を寄附されて市道に認定していくということで議決をいただいております。

その後、議決をいただいた後に、実際に寄附者のほうで工事に入られます。そのときに、出来上がった時点で、もう隣接に住んでみえた借地の方からお申出がありまして、ここの部分が整備されてきたけれども、市道として認定されるということは、寄附されるということは聞いていなかったというふうなお話がありまして、初めてこちらのところの関係者が見えるという形が分かったところです。

これは単に隣接ということだけではなくて、借地人であれば今回の寄附の関係者という形にはならないんですが、実際に寄附される道路の部分が車を止めているという形になっておりまして、これは一見すると単に私道に車を駐車しているだけに見えたんですが、その駐車しているスペースの部分も含めて借地をしているんだというふうにおっしゃられて、ここに寄附される土地そのものに権利があるということがこの時点で初めて分かったというところでございます。

もちろん当初は、申請、協議書をいただくときにも、いわゆる基準、道路寄附採納の基準がございますので、この基準による条件、これは1つずつ確認しながら、これが当てはまりますねということを確認させていただいて、登記簿とか必要な書類、これも全部つけていただいて確認させていただいて、寄附の採納というふうな回答をさせていただいたんですが、その部分についての事実関係がこの時点になって初めて分かったということになりまして、実際に権利者があって、しかもその部分の土地について道路にするということに同意をされてみえないということになりましたので、これはもう協議をしていた中でその部分がなかったということになりますので、一旦こちらについては採納というふうな回答をさせていただいたんですが、これを撤回させていただいて、改めて不採納というふうな回答をさせていただきました。

その上で、今回寄附として、市の土地として受けられない土地という形になりますので、道路として認定することができないということになりましたので、今回は廃道というふうな議案のほうを上げさせていただいたというところでございます。

◎委員（伊藤隆信君）　そういう状況というのは、もっと早く、前もって市が状況を把握することができなかったのかということをお聞きいたします。

◎維持管理課長（竹安 誠君）　こちらについては、基本的には先ほども少し申し上げましたが、道路認定の基準がございまして、その中に条件を書かせていただいております。

この中で隣接の土地の所有者であれば、当然道路が出来上がると、いわゆる課税の関係が変わってくることもあって、関係してくる方ということなものですから、こちらについては、いわゆる承諾をいただくという形にさせていただいていたと。それで、借地をされてみえる方となると、単に借りてみえる方で、この土地そのものには影響がないというふうな考え方で、この部分については入れさせていただいていなかったというところがございます。

また、寄附される方自身も、実際に土地をお持ちで、その地主という形にはなるんですが、実はこの方自身も遠方に住んでみえて相続をされたということがあって、いわゆる賃借の関係のことをあまり御存じでなかったということを後から伺ったということもありまして、その部分については寄附される方も気づいていなかったということが分かったというところがございます。

◎委員（伊藤隆信君）　ありがとうございます。

その状況というのは大体分かりましたけど、今回、認定が廃止になったということですけど、新たにこの話がついて、また認定してくれといった場合はどのようにされるのか、お聞きをいたします。

◎維持管理課長（竹安 誠君）　こちらについては、一旦不採納というふうにさせていただいたんですが、また改めてこの道の部分について採納の申請をされるという場合であれば、改めて条件について確認させていただくという形になります。

出されるタイミングの時点での要綱の基準に合っていれば、改めてクリアされていれば採納をするという、そういった回答をさせていただく形になると思います。

◎委員長（鬼頭博和君）　よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

◎副委員長（塚崎海緒君）　ありがとうございます。

まだちょっとよく分からないなというところもあるんですが、議決後に道路の工事に入られた、それは遠方に住まわれている寄附者の方の費用で工事に入られたけれども、ちょっと不採納になったということで、工事費用も含めて、工事費用が、例えば寄附額というか、こういった状況に今なっている

のか教えていただけるとありがたいです。

◎維持管理課長（竹安 誠君） 寄附そのものは、純粹に土地の所有権を変えさせていただくという形になりまして、登記そのものの手続はこちらでさせていただくので費用は発生しないんですが、ただ、道路として認定していないといけないもんですから、その整備が必要になってきますと。そうすると、今の市のほうが認めている道路の形状に変えていただかないといけないので、その点については寄附される方のほうで負担していただいて、施工していただくというふうにお願いしております。

◎副委員長（塚崎海緒君） その工事にかかった費用というのは、市としては把握していないということですかね。

◎維持管理課長（竹安 誠君） 具体的な金額については伺っていないので把握はしてございません。

◎副委員長（塚崎海緒君） ごめんなさい、ちょっと分かっていなくて、細かい質問で大変申し訳ないんですが、ということは、その寄附しようとした方は直さなくてもよかった道路を直した、工事をしたという。その後、その不採納というかになったという感じ。どうなんですかね、分からないですけど、私はちょっと形状が分からないのであれなんですかね。

◎維持管理課長（竹安 誠君） 一応、協議の中で寄附として採納していきます。条件としては、道路の形状ですとか権利関係ですとか、そういったものを全部クリアして、土地のほうの整備をして寄附するという条件で申請をいただいているという形になります。

その条件の上で、こちらとしては採納しますというふうに回答させていただくんですが、結果的に後になって初めて不備が分かったという形になるもんですから、その部分についてきちっとした申請の段階で分かるものを示していただけなかったという形になりますので、こちらについては工事をやらなくてもよかったというよりも、本来であればきちっとした必要な条件をそろえていただいて、出していただかないといけなかったという形になるというふうに考えております。

◎委員長（鬼頭博和君） よろしいですか。

◎委員（梅村 均君） 認定からその寄附に至るまでの時系列をちょっといま一度教えてもらえますか。何年何月、認定があってから工事に入ったんですもんね。それは約束があって認定はできたと思うんですけども、認定した時期が本当によかったのかなという、ちょっと気になるんですが、お願いします。

◎維持管理課長（竹安 誠君） こちらのほうですね、6月の議会で議決の

ほうをいただいた後にすぐ工事に入られたというふうに考えられるんですけども、その後に、7月12日になって初めて沿道の方がお申出をされたという形になりましたので、それまでの間に工事はされてみえたという形になります。

こちらでも議決いただいた後に、いわゆる認定と、それから道路の区域決定の告示のほうをさせていただいております。

◎委員（梅村 均君） その寄附を受けるというところの段階というのは、いつ頃を予定されていたんでしょうか。

◎維持管理課長（竹安 誠君） こちらについては、道路としての整備がきちっと出来上がったというのを確認していかないと、道路の供用開始ができないという形になりますので、まずそれを検査させていただく。その上で、合格させていただいた後に、初めて寄附の採納の申請をいただくという形になりまして、その時点で初めて所有権の変更の手続に入るという形になります。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第52号「岩倉市道路線の廃止について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第52号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、陳情の審査に入りたいと思います。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ、再開いたします。

続いて、陳情第7号「最低賃金の全国一律化と大幅引上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。
本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 聞きおくという声がございました。

聞きおくとして各委員において熟読し、勉強していただきますようお願いをいたします。

続いて、陳情第8号「公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情」についてを議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 聞きおくというお声がありましたので、各委員において熟読し、勉強をしていただきますよう、よろしく願いをいたします。

続きまして、陳情第9号「住民の安全・安心を支える行政サービス体制機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはいかがいたしましょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 聞きおくとして、各委員において熟読していただき、勉強していただきますようお願いをいたします。

続いて、陳情第10号「地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 聞きおくとして、各委員において熟読し、勉強していただきますようお願いをいたします。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。